

奈良県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年六月十八日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
友診療所	御所市大字重阪七七一―一	平成二十九年四月一日
ヤスイ薬局東生駒1	生駒市東生駒一―三二	令和元年五月二十日
鹿ノ台歯科クリニック	生駒市鹿ノ台西一丁目一番一八	令和三年三月三十一日
アイン薬局生駒店	生駒市元町一―五―三	令和三年四月三十日
医療法人浜野クリニック	橿原市大谷町八二番地の一八	令和三年四月三十日
新谷レディースクリニック	生駒郡斑鳩町興留四―一〇―一 四	令和三年五月一日